



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *11 和歌山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例 (総務学事課) 8
- *12 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 (行政改革課) 8
- *13 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 14
- *14 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 (") 14
- *15 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 (") 14
- *16 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 (") 16
- *17 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (") 16
- *18 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (") 16
- *19 和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 (") 17
- *20 職員の退職管理に関する条例 (") 17
- *21 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (") 18
- *22 和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例 (") 19
- *23 和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (財政課) 20
- *24 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課) 20
- *25 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (") 21
- *26 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (") 21
- *27 和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例 (県民生活課) 22
- *28 和歌山県消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例 (") 22
- *29 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年・男女共同参画課) 23
- *30 興行場法施行条例の一部を改正する条例 (食品・生活衛生課) 23
- *31 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (") 24
- *32 和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (長寿社会課) 27
- *33 和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (") 27
- *34 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (") 28
- *35 和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (医務課) 28
- *36 和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (健康推進課) 28
- *37 和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (労働政策課) 29

- *38 和歌山県中核産業人材確保強化基金の設置、管理及び処分に関する条例 (")..... 29
- *39 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 30
- *40 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")..... 30
- *41 和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")..... 30
- *42 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例 (港湾空港課)..... 31
- *43 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 31
- *44 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 32
- *45 和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")..... 32
- *46 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")..... 32
- *47 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 (")..... 33
- *48 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 33
- *49 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (")..... 33
- *50 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 34

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県公益認定等審議会の庶務を担当する部を改めることとしました。(第 10 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

1 条例概要

行政不服審査法の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次の条例について所要の改正を行うこととしました。

- (1) 和歌山県情報公開条例(第 15 条、第 19 条～第 23 条、第 27 条～第 31 条及び第 33 条関係)
- (2) 和歌山県個人情報保護条例(第 23 条、第 39 条～第 42 条、第 43 条の 2、第 47 条、第 51 条～第 57 条及び第 65 条関係)
- (3) 和歌山県行政手続条例(第 19 条関係)
- (4) 和歌山県土地利用審査会条例(第 2 条及び第 7 条関係)
- (5) 職員の退職手当に関する条例(第 16 条関係)
- (6) 和歌山県税条例(第 14 条関係)
- (7) 和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例(第 1 条～第 10 条関係)
- (8) 和歌山県開発審査会条例(第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 7 条関係)
- (9) 和歌山県建築審査会条例(第 2 条、第 3 条及び第 7 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 条例概要

一般職非常勤職員の報酬の額の上限を改めることとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の降給に関し必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第 1 条～第 12 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備等を行うこととしました。(第 2 条及び第 7 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備等を行うこととしました。(第 1 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備等を行うこととしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整備等を行うこととしました。(第 3 条及び第 5 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 職員の退職管理に関する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めることとしました。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政不服審査法の全部改正及び地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、労働者災害補償保険法の一部改正に伴い、傷病補償年金又は休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改正することとしました。(第 18 条、第 19 条、第 24 条、第 25 条及び付則第 5 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

1 条例概要

恩給法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 25 条及び第 32 条関係)

2 施行期日

刑法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 49 号)の施行の日から施行します。

◇ 和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

商工会議所法施行令、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び農地法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 2 条の表 55 の項の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(別表第 1 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定により、県の事務において個人番号を利用することができることとしました。(第 4 条、第 5 条、別表第 1 及び別表第 2 関係)

2 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行します。

◇ 和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

1 条例概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 20 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 6 月 23 日から施行します。

◇ 和歌山県消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例

1 条例概要

消費者安全法の一部改正に伴い、和歌山県消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定めることとしました。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 8 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 6 月 23 日から施行します。

◇ 興行場法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

喫煙所に係る興行場の構造設備の基準を改めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第 4 条及び第 12 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

動物の愛護及び管理に関する施策として、飼い猫の所有者等の遵守事項等を定めるとともに、地域猫対策の計画を認定する制度を設けるほか、当該遵守事項に違反した者等に対する勧告、命令等について定めるなど所要の改正を行うこととしました。(第 2 条、第 3 条、第 7 条及び第 10 条～第 27 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金を廃止しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を廃止しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 3 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を改めることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職業能力開発促進法の一部改正に伴う規定の整備を行うとともに、学校教育法の一部改正に伴う所要の改正を行いました。(第 1 条及び第 3 条～第 5 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第 5 条の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県中核産業人材確保強化基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

地元産業界の協力を得て、学生等の県内企業への就職を支援し、中核となる県内産業を担う人材の確保を図るため、和歌山県中核産業人材確保強化基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(別表第 3 関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(別表第 2 関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

1 条例概要

外国人国際航空運送事業を営業者に対し、当分の間、着陸料について軽減措置を設けるとと

もに、航空機の運航の開始の日から 1 年間、着陸料を免除するほか、同一日における 3 回目以降の航空機の着陸に係る着陸料を免除しました。(付則第 2 項～第 6 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育委員会の事務局の職員の定数を改めることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 1 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校及び中学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等に伴い、職員の定数を改めることとしました。(第 2 条及び第 4 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の定員及び階級別定員を改めることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、風俗営業の営業時間の特例を定めるなど所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 4 条～第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 16 条及び第 20 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 6 月 23 日から施行します。

◇ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 9 条関係)

2 施行期日

平成 28 年 6 月 23 日から施行します。

条 例

和歌山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第11号

和歌山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

和歌山県公益認定等審議会条例(平成20年和歌山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条中「総務部」を「環境生活部」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第12号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(和歌山県情報公開条例の一部改正)

第 1 条 和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第18条の2」に、「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第 2 章第 2 節の節名を次のように改める。

第 2 節 審査請求等

第15条第1項中「第20条」を「第20条第2項」に改め、同条第3項中「第19条及び」を削る。

第19条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第20条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する

参加人をいう。以下この節において同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、和歌山県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。
- ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

第21条中「第19条」を「前条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「係る開示決定等」を「係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改める。

第22条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法に基づく異議申立て」を「審査請求」に改める。

第23条中「第19条」を「第20条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第27条第1項及び第3項中「開示決定等」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第28条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第29条及び第30条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第31条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「資料の閲覧」を「資料の閲覧又は写しの交付」に、「同じ」を「「閲覧等」という」に、「その閲覧」を「その閲覧等」に改め、同条第2項中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

第33条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（和歌山県個人情報保護条例の一部改正）

第2条 和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第2章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求等

第23条第1項中「第40条」を「第40条第2項」に改め、同条第2項中「第39条及び」を削る。

第39条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第39条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請

求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第40条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。））」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、和歌山県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第41条中「第39条」を「第40条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第42条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「係る開示決定等」を「係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。））」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改める。

第43条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法に基づく異議申立て」を「審査請求」に改める。

第47条第2号中「第39条」を「第40条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第51条第1項及び第3項中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第52条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第53条及び第54条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第55条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「資料の閲覧」を「資料の閲覧又は写しの交付」に、「同じ」を「「閲覧等」という」に、「その閲覧」を「その閲覧等」に改め、同条第2項中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

第56条中「第39条」を「第40条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第57条中「第39条」を「第40条第1項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第65条中「第39条」を「第40条第1項」に改める。

（和歌山県行政手続条例の一部改正）

第3条 和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

（和歌山県土地利用審査会条例の一部改正）

第4条 和歌山県土地利用審査会条例（昭和49年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第2条第4項の次に次の2項を加える。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

第6条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第7条 第2条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（和歌山県税条例の一部改正）

第6条 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正）

第7条 和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（平成18年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第1条の見出しを「（設置等）」に改め、同条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」を「法」に改め、「（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項の規定により準用する場合を含む。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 不服審査会は、法第97条第1項の審査請求の事件のほか、これを児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の3の規定により読み替えられた法第98条第1項に規定する障害児通所給付費等不服審査会とみなし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱うものとする。

第3条を削り、第2条を第3条とし、第1条を第2条とし、第1条として次の1条を加える。

(趣旨)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項に規定する障害者介護給付費等不服審査会に関し、法、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 4 条第 1 項中「不服審査会は、会長が招集する。」を削り、同項ただし書中「ただし、」を削り、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 5 条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項中「合議体」を「令第48条第 1 項に規定する合議体（以下「合議体」という。）」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 4 項を同条第 2 項とし、同条第 5 項から第 7 項までを削る。

第 7 条を第10条とし、第 6 条を第 9 条とし、第 5 条の次に次の 3 条を加える。

(諮問)

第 6 条 知事は、行政不服審査法第42条第 2 項の規定による審理員意見書の提出を受けたときは、同法第43条の規定の例により不服審査会に諮問しなければならない。

(不服審査会の調査審議の手続)

第 7 条 行政不服審査法第 5 章第 1 節第 2 款（第78条を除く。）の規定は、不服審査会について準用する。この場合において、同款中「審査会」とあるのは「不服審査会」と読み替えるものとする。

(提出資料の閲覧又は写しの交付)

第 8 条 不服審査会は、前条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した行政不服審査法第74条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）以外の審査関係人に交付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査関係人は、不服審査会に対し、不服審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を不服審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、不服審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 不服審査会は、第 1 項の規定による交付をし、又は前項の閲覧をさせようとするときは、当該交付又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かななければならない。

4 不服審査会は、第 2 項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(和歌山県開発審査会条例の一部改正)

第 8 条 和歌山県開発審査会条例（昭和45年和歌山県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および」を「及び」に改める。

第 2 条の見出しを「（組織等）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。
第 4 条第 2 項中「および」を「及び」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（罰則）

第 7 条 第 2 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

（和歌山県建築審査会条例の一部改正）

第 9 条 和歌山県建築審査会条例（昭和 25 年和歌山県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 94 条第 1 項」を「第 94 条第 1 項前段」に改める。

第 3 条の見出しを「（組織等）」に改め、同条に次の 5 項を加える。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。
第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（罰則）

第 7 条 第 3 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置の原則）

2 県の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた県の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る県の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（和歌山県土地利用審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例による改正後の和歌山県土地利用審査会条例第 2 条第 3 項から第 6 項まで及び第 7 条の規定は、この条例の施行の際現在に在任する和歌山県土地利用審査会の委員について、その任期が満了するまでの間は、適用しない。

（和歌山県開発審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例による改正後の和歌山県開発審査会条例第 2 条第 4 項から第 6 項まで及び第 7 条の規定は、この条例の施行の際現に在任する和歌山県開発審査会の委員について、その任期が満了するまでの間は、適用しない。

(和歌山県建築審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例による改正後の和歌山県建築審査会条例第 3 条第 2 項から第 6 項まで及び第 7 条の規定は、この条例の施行の際現に在任する和歌山県建築審査会の委員について、その任期が満了するまでの間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第13号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 項中「平成28年 3 月31日」を「平成29年 3 月31日」に改め、第 2 項中「平成27年12月」を「平成28年12月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第14号

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表任命権者において日額で支給することを適当と認める者の項中「7,810円」を「7,980円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第15号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年和歌山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「に関する手続及び効果」を削る。

第7条を第12条とする。

第6条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

第11条 職員は、第5条第2項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

第5条を第9条とし、第4条を第8条とし、第3条を第7条とする。

第2条第1項中「考課表その他の勤務成績を評定する」を「人事評価を行う」に改め、同条第2項中「休職する場合」の次に「若しくは第3条第1号イの事由に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同条第3項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

第6条 任命権者は、職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分をする場合においては、その際、その旨を記載した書面を当該職員に交付しなければならない。

第1条中「という。）」の次に「第27条第2項並びに」を加え、「意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の特例」を「分限」に改め、同条の次に次の3条を加える。

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の人事評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2人によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

第 4 条 任命権者は、職員の人事評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第16号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第 5 号中「一に」を「いずれかに」に、「第29条各号」を「第29条第 1 項各号」に改める。

第 7 条中「とくに」を「特に」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第17号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第18号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第19号

和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年和歌山県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号を同条第10号とし、同条第 7 号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第 3 条第 4 号を同条第 5 号とし、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第 5 条第 4 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第20号

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の 2 第 8 項及び第38条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第38条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項に規定する国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の

5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項に規定する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第21号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年和歌山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「審査を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「申立て」を「審査請求」に、「裁定」を「裁決」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公務災害補償等審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、同条第1項第3号に掲げる機関とみなす。

第19条中第8項を第12項とし、第7項を第11項とし、第6項を第10項とし、第5項の次に次の4項を加える。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

- 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

第23条の次に次の章名を付する。

第5章 罰則

第24条の見出しを削り、同条を第25条とし、第23条の次に次の見出し及び1条を加える。

(罰則)

第24条 第19条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付則第5条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第6項から第9項まで及び第24条の規定は、この条例の施行の際現に在任する公務災害補償等審査会の委員について、その任期が満了するまでの間は、適用しない。
- 3 改正後の条例付則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第22号

和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年和歌山県令第50号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号ただし書中「但シ刑ノ」の次に「全部ノ」を、「停止セス」の次に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同号後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

第32条第1項ただし書中「但シ刑ノ」の次に「全部ノ」を、「停止セス」の次に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコト

ナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同項後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行の日から施行する。

和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第23号

和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第24号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。
第2条の表55の項(4)中「第46条第2項」を「第46条第5項」に、「認可」を「届出の受理」に改め、同項(5)を削り、同項(6)を同項(5)とし、同項(7)から(9)までを同項(6)から(8)までとし、同表72の項(2)を削り、同項(3)を同項(2)とし、同項(4)から(6)までを同項(3)から(5)までとし、同表73の項中「、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下この項において「施行令」という。）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下この項において「施行規則」という。）」を削り、同項(1)中「、同条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取」を削り、「同条第4項」を「同条第7項」に、「及び同条第5項」を「、同条第8項」に改め、「協議」の次に「及び同条第9項の規定による意見の聴取」を加え、同項(4)中「第5条第3項及び第5項」を「第5条第5項」に、「第4条第3項」を「第4条第9項」に改め、同項(9)及び(10)を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の表55の項(4)の改正規定及び同項(5)を削り、同項(6)を同項(5)とし、同項(7)から(9)までを同項(6)から(8)までとする改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第25号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第26号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び」を加える。

第5条中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 知事	(1) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対する奨学給付金の支給に関する事務（以下「奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの (2) 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金

	法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務（以下「学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
2 教育委員会	(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第 2 条第 1 項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの (2) 和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第 2 条の規定による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの (3) 奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの (4) 学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第27号

和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

和歌山県安全・安心まちづくり条例（平成18年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。
第20条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 6 月23日から施行する。

和歌山県消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第28号

和歌山県消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の 2 第 1 項の規定に基づき、和歌山県消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関する事項等を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(センターの組織及び運営に関する事項)

第 3 条 知事は、センターを設置したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公示するものとする。
当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) センターの名称及び住所
- (2) 消費生活相談の事務を行う日及び時間

第 4 条 センターには、センターの事務を掌理するセンターの長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

第 5 条 センターには、消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

第 6 条 センターは、当該センターにおいて法第 8 条第 1 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項)

第 7 条 センターは、法第 8 条第 1 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第29号

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第12号中「同条第 1 項第 8 号」を「同条第 1 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 6 月23日から施行する。

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第30号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和59年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号を次のように改める。

- (5) 喫煙所を設ける場合は、喫煙しない者に配慮した位置に設けることとし、たばこの煙が喫煙所以外の施設に流出しない構造であること。

第12条中「野外の興行場又は仮設若しくは臨時の興行場等特殊な理由がある場合には、当該」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第5号の規定は、平成28年4月1日以後に興行場に係る喫煙所を設置し、又は変更する場合における当該興行場について適用する。
- 3 興行場法施行条例附則第3項の規定により第3条及び第4条の規定を適用しないこととされる者については、なお従前の例による。

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第31号

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成11年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第11条」に、「第11条・第12条」を「第12条・第13条」に、「第3節 動物愛護指導員（第13条）」を「第3節 自己の所有する猫以外の猫に対する給餌等（第14条・第15条）」に、「第4節 動物愛護指導員（第16条）」に、「

第14条—第18条」を「第17条—第21条」に、「第19条—第22条」を「第22条—第25条」に、「第23条・第24条」を「第26条・第27条」に改める。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 飼い猫 所有者のある猫をいう。

第2条に次の1号を加える。

- (6) 地域猫対策 飼い猫以外の猫に対し、継続的に又は反復して給餌、給水及び排せつ物の適正な処理を行うとともに、当該猫が生殖をすることができる場合にあっては、生殖を不能にする手術（以下「不妊去勢手術」という。）を行うことをいう。

第3条中「による」の次に「地域猫対策その他の」を加える。

第7条第1号中「飼料及び水を与える」を「給餌及び給水（以下「給餌等」という。）を行う」に改め、同条第6号中「よう努める」を「ことができるよう探索を行う」に改める。

第24条を第27条とする。

第23条第1項中「第20条」を「第23条第5項」に、「10万円」を「20万円」に改め、同条第2項中「第12条第1項」を「第13条第1項」に、「5万円」を「10万円」に改め、同条第3項中「3万円」を「10万円」に改め、同項第2号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同項第3号中「第21条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第26条とする。

4 第23条第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第5章中第22条を第25条とする。

第21条第1項中「動物の飼養」の次に「又は自己の所有する猫以外の猫に対する給餌等の実施」を、「場所」の次に「又は自己の所有する猫以外の猫に対する給餌等に係る場所その他関係のある場所」を、「その飼養」の次に「又は自己の所有する猫以外の猫に対する給餌等」を加え、同条第2項中「第14条第4項」を「第17条第4項」に改め、同条を第24条とする。

第20条の見出しを「（勧告及び命令）」に改め、同条を同条第5項とし、同条に第1項から第4項までとして次の4項を加え、同条を第23条とする。

知事は、第10条第1項又は第14条第1項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、動物の飼養に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、動物の飼養が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

4 知事は、前3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第19条を第22条とし、第4章中第18条を第21条とする。

第17条中「第14条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第16条第1項中「第14条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第19条とし、第15条を第18条とし、第14条を第17条とする。

第13条中「第21条」を「第24条」に改め、第3章第3節中同条を第16条とする。

第3章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 自己の所有する猫以外の猫に対する給餌等

（自己の所有する猫以外の猫に給餌等を行う者の遵守事項）

第14条 自己の所有する猫以外の猫に対し、継続的に又は反復して給餌等（所有者の許可を受けて行うものを除く。次項において同じ。）を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、猫を屋内で飼養する場合は、この限りでない。

(1) 生殖することができない猫（不妊去勢手術を受けたものにあつては、規則で定める措置が行われた

ものに限る。)にのみ給餌等を行うこと。

(2) 次に掲げる方法により給餌等を行うこと。

ア 時間を定めて行うこと。

イ 実施後は、飼料及び水を速やかに回収すること。

ウ 給餌等に起因して給餌等に係る場所を汚さないこと。

(3) 給餌等を行う際に、猫の排せつのための施設又は設備を設置するとともに、排せつ物を速やかに当該施設又は設備から除去し、適正に処理すること。

2 自己の所有する猫以外の猫に対し、継続的に又は反復して給餌等を行おうとする者は、あらかじめ、給餌等を行おうとする場所の周辺住民に対し、前項各号に掲げる事項等の実施内容について説明するよう努めなければならない。

3 第 1 項第 1 号及び前項の規定は、猫を捕獲しようとする場合については、適用しない。

(地域猫対策の計画の認定)

第15条 地域猫対策を行おうとする者は、その行おうとする地域猫対策に関する計画（以下「地域猫対策計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより、これを知事に提出して、その地域猫対策計画が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

2 地域猫対策計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 地域猫対策を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

(2) 地域猫対策の内容

(3) 次項第 3 号に規定する説明の結果

(4) その他規則で定める事項

3 知事は、第 1 項の認定の申請があつた場合において、その地域猫対策計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 前条第 1 項その他関係法令を遵守するものであること。

(2) 人の生命、身体又は財産を害するおそれのないものであること。

(3) 給餌等を行おうとする場所の周辺住民に対し、その内容が説明されていること。

4 第 1 項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して 5 年とする。

5 第 1 項の認定を受けた者は、当該認定に係る地域猫対策計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 第 1 項の認定を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

7 第 1 項の認定を受けた者は、当該認定に係る地域猫対策計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

8 知事は、第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る地域猫対策計画（第 5 項の規定による変更の認定又は第 6 項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域猫対策計画」

という。)に従って地域猫対策を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 知事は、認定地域猫対策計画が第3項各号に掲げる要件に適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

10 第3項の規定は、第5項の認定について準用する。

第12条第2項中「第10条第2号」を「第11条第2号」に改め、第3章第2節中同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第3章第1節中第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(飼い猫の所有者等の遵守事項)

第10条 飼い猫の所有者等は、当該飼い猫について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い猫（生後90日以内の猫を除く。）が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として規則で定めるものを講ずること。

(2) 飼い猫がその所有者等の管理する場所以外の場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんをその場所から除去する等適正に処理すること。

2 飼い猫の所有者等は、飼い猫の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障を防止するため、当該飼い猫を屋内で飼養するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第32号

和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第64号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第33号

和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第65号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第34号

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、省令第105条の18第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定療養通所介護を提供した日から5年間」と」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第35号

和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第91号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第36号

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正

する。

第 2 条中「100,000分の44」を「0」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第37号

和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「第15条の 6 第 1 項ただし書」を「第15条の 7 第 1 項ただし書」に改める。

第 4 条中「第15条の 6 第 3 項」を「第15条の 7 第 3 項」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「中学校を卒業した者若しくは」を「中学校若しくは義務教育学校を卒業した者、」に、「高等学校を卒業した者若しくは同法による」を「高等学校若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県中核産業人材確保強化基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第38号

和歌山県中核産業人材確保強化基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 地元産業界の協力を得て、学生等の県内企業への就職を支援し、中核となる県内産業を担う人材の確保を図るため、和歌山県中核産業人材確保強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第39号

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 4 項の表備考 2、別表第 3 第 5 項第 1 号イ及び同表第 6 項第 2 号の表備考 2 中「小学校」の次に「若しくは義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の次に「義務教育学校の後期課程」を加え、同項第 3 号の表備考中「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程及び」を、「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第40号

県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

県民水泳場設置及び管理条例（昭和41年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 項中「小学校」の次に「若しくは義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の次に「義務教育学校の後期課程」を加える。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第41号

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例（平成11年和歌山県条例第17号）の一部を次のように改正する。
別表備考4中「小学校」の次に「若しくは義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の次に「義務教育学校の後期課程」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第42号

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

南紀白浜空港条例（昭和43年和歌山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「係るもの」の次に「及び同法第129条第1項に規定する外国人国際航空運送事業（以下「外国人国際航空運送事業」という。）に係るもの」を加える。

付則第3項中「係るもの」の次に「又は外国人国際航空運送事業に係るもの」を加える。

付則第4項中「第16条」の次に「及び付則第3項」を加え、同項を付則第5項とし、付則第3項の次に次の1項を加える。

4 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機に係る着陸料（外国人国際航空運送事業に係るものに限り。）については、第16条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、当該航空機が就航する路線に係る航空機の運航の開始の日から1年間、これを免除する。

付則に次の1項を加える。

6 外国人国際航空運送事業を経営する者（以下「外国人運送事業者」という。）が同一日において3回以上空港に航空機を着陸させる場合は、第16条及び付則第3項の規定にかかわらず、その3回目以降の着陸に係る着陸料については、当分の間、これを免除する。この場合において、第17条の規定により着陸料を免除されることとなる着陸及び当該外国人運送事業者が航空法第129条第2項の規定により提出した申請書に記載した事業計画（同法第129条の3第2項の規定による認可があったときは、認可後の事業計画）に定めのない運航に係る着陸については、着陸の回数の計算に含めないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第43号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「228人」を「223人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第44号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第45号

和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表備考7中「小学校」の次に「若しくは義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の次に「義務教育学校の後期課程」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第46号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表備考5及び別表第3項の表備考4中「小学校」の次に「若しくは義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の次に「義務教育学校の後期課程」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第47号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「2,128人」を「2,097人」に改め、同条第3号中「1,061人」を「1,067人」に改める。

第4条第1号中「3,925人」を「3,913人」に、「2,309人」を「2,273人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第48号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例（昭和32年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「93人」を「94人」に、「1,233人」を「1,239人」に、「647人」を「650人」に、「2,164人」を「2,174人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第49号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年和歌山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（風俗営業の営業時間の特例）

第4条 風俗営業者は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前1時までその営業を営むことができる。

(1) 12月23日から翌年の1月4日までの日 和歌山県の全域

(2) 規則で定める日 祭礼その他特別の行事の行われる地域として規則で定める地域

第5条中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「日出時から午前10時まで」を「午前6時後午前10時前」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「第4条の表の左欄」を「前条各号」に、「同表の当該中欄に掲げる」を「当該日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める」に、「午前1時」までを「午前1時まで）」に改める。

第6条中「第32条第2項において」を「第31条の23及び第32条第2項において読み替えて」に改め、同条第1号中「日出時から日没時まで」を「午前6時後午後6時前」に、「日没時から翌日の午前零時まで」を「午後6時から翌日の午前零時前」に、「午前零時から日出時まで」を「午前零時から午前6時まで」に改める。

第7条の見出し中「風俗営業業者」の次に「及び特定遊興飲食店営業業者」を加え、同条第2項中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号」に改め、同項第2号中「及び法第2条第1項第8号の営業」を削り、同条第3項中「風俗営業業者は、前2項」を「風俗営業業者は第1項から第3項までに掲げる事項を、特定遊興飲食店営業業者は前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 法第2条第1項第5号の営業業者は、第1項各号及び前項第1号に掲げる事項を遵守するほか、午後6時から午後10時前の時間において16歳未満の者（保護者が同伴する者を除く。）を営業所に客として立ち入らせてはならない。

4 特定遊興飲食店営業業者は、第1項第1号及び第3号から第5号まで並びに第2項第1号に掲げる事項を遵守するほか、午後6時から午後10時前の時間において18歳未満の者（保護者が同伴する者を除く。）を営業所に客として立ち入らせてはならない。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第10条第2号中「個個」を「個々」に改める。

第11条、第16条及び第20条中「日出時」を「午前6時」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成 28 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第50号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。